附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十月八日。以下「施行日」という。）から施行する。

（会員商品取引所の貸借対照表等に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の商品取引所法施行規則第十五条第二項第一号ヌ及び同項第二号ト、様式第一号並びに様式第十七号の規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る会員商品取引所（商品取引所法第二条第二項に規定する会員商品取引所をいう。以下同じ。）の貸借対照表又は純資産額に関する調書（商品取引所法施行規則第百十七条第一項第一号に規定する純資産額に関する調書をいう。）及び月計残高試算表（同項第四号に規定する月計残高試算表をいう。）については、適用しない。

（商品取引所の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置）

第三条　施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員商品取引所と会員商品取引所又は株式会社商品取引所（商品取引所法第二条第三項に規定する株式会社商品取引所をいう。）との吸収合併（同法第百三十九条第二項に規定する吸収合併をいう。）又は新設合併（同項に規定する新設合併をいう。）に際しての計算については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十月一日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則九―六―六七

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同号(14)中「(5)」を「(2)及び(6)」に改め、同号中(14)を(15)とし、(10)から(13)までを(11)から(14)までとし、同号(9)中「(3)」を「(4)」に改め、同号中(9)を(10)とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、同号(5)中「肢体不自由者病棟に勤務する看護師長」を「看護師長（肢体不自由者病棟に勤務する者及び人事院の定める者に限る。）並びに肢体不自由者病棟に勤務する」に改め、同号中(5)を(6)とし、同号(4)中「(13)」を「(14)」に改め、同号中(4)を(5)とし、

「

(2)	肢体不自由者をための病棟（人事院の定めるものに限る。以下「肢体不自由者病棟」という。）に勤務する看護師（(6)に掲げる者以外の者で人事院の定めるものに限る。）
(3)	理学療法技術職員及び作業療法技術職員（人事院の定める者に限る。）

」

を

「

(2)	看護師（(6)に掲げる者以外の者で人事院の定めるものに限る。）
(3)	肢体不自由者を専ら入院させるための病棟（人事院の定めるものに限る。以下「肢体不自由者病棟」という。）に勤務する看護助手
(4)	理学療法技術職員及び作業療法技術職員（人事院の定める者に限る。）

」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十月一日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則九―三〇―六八

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（那覇空港事務所に所属する職員に係る航空管制手当の特例）

第三十六条　国土交通省大阪航空局那覇空港事務所に所属する職員が沖縄県中頭郡嘉手納町に所在する嘉手納レーダー進入管制所において行う進入管制又はターミナル・レーダー管制のための業務は、第二十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項第二号に掲げる進入管制業務又はターミナル・レーダー管制業務とみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三〇の規定は、平成二十一年二月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十月一日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則九―五五―九九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表東京都の項中「三宅村神着七四」を「三宅島測候所」に、「八丈町大賀郷六一〇四」を「八丈島測候所」及び「大島町元町字家の上四四五の九」を「大島測候所」を削る。

別表長崎県の項中「対馬市厳原町東里三四一の四二」を「厳原測候所」及び「五島市木場町九九一」を「福江測候所」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十月一日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

人事院規則一五―一五―七

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第七号中「十日の範囲内の」を「人事院の定める」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。